

久留米広域

●久留米市 ●田主丸町
●北野町 ●城島町 ●三潞町

合併協議会だより

平成15年10月1日発行

Vol. 9

発行・編集 / 久留米広域合併協議会 〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 TEL0942-30-9233 FAX0942-30-9703



1万2千発の花火が45万人を魅了 ～第344回筑後川花火大会～

初秋の風が心地よい9月17日、第344回筑後川花火大会が久留米市瀬下町の河川敷で開催されました。

今年は、天候不順のため2回延期されたこともあり、この日を待ち望み会場を訪れた約45万人（主催者発表）は、夜空に咲く大輪の打ち上げ花火や筑後川の両岸をつなぐ大仕掛け花火「ナイアガラ」などを満喫しました。

久留米広域合併協議会正副会長協議結果報告 (合併の方式について)

久留米広域合併協議会の正副会長である1市4町の首長で、「合併の方式」について協議をしたので、その結果を報告いたします。

正副会長会議では、まず、久留米広域1市4町の合併で重要なのは、「それぞれの市・町が対等の立場でお互いを尊重しあいながら協議し、新市域が一体となった発展を目指す視点に立った合併を実現することである」との共通認識を行ったところであります。

その上で、「合併の方式」については、今日までの合併協議会へ提出された資料並びに委員から出された意見等を踏まえ、以下のように意見をまとめたところであります。

1. 久留米広域1市4町の合併にあたって、法律によりその取扱いが定められている事項の扱いについては、田主丸町、北野町、城島町、三潯町の久留米市への編入合併とする。
2. 合併の条件など任意にその取扱いを決めることができる事項については、新市運営の基本となる「新市建設計画」がそれぞれの地域の特徴を生かし、また新たな視点に立ち対等の立場で検討・構築した都市づくりであること、さらには合併調整項目に対するこれまでの検討経緯とその内容などを踏まえ、1市4町の対等合併として取扱う。

以上のとおり、私どもは、久留米広域1市4町の合併の取り組みは、正しく対等な合併になっていると確信しております。合併の方式は、法制度上、「新設合併」か「編入合併」かの二方式の中からの選択しかありません。

このため、法制度上の方式は、「編入合併」となりますが、今回の久留米広域合併の実体を表すため、あえて、久留米広域方式として、「編入対等方式」ということで、今回の合併の取り組みを整理し、別紙のとおり議案として提案することとします。

このことにより、今回の合併の内容を明らかにするとともに、今後とも、「対等」を基本理念として1市4町が協議を進めることを確認するところであります。

平成15年9月20日

久留米市長
田主丸町長
北野町長
城島町長
三潯町長

江藤 守 國
馬 田 博
秋 吉 一
佐 藤 利
砂 山 幸
 悠 吉

●久留米広域合併協議会第9回会議

新市の名称は「久留米市」で合意 合併の方式は「編入対等方式」

久留米広域合併協議会第9回会議が9月20日、久留米商工会館で開催されました。冒頭、江藤守國会長から正副会長に一任されていた「合併の方式について」の提案に至った経緯が報告されました。その後、「合併の方式について」が協議され、「方式は編入合併とするが、実質的な面では対等な立場である編入対等方式である」との調整内容が全会一致で承認されました。合併の方式の結果を踏まえ、協議することになった「新市の名称について」、「新市の事務所所の位置について」は、それぞれ「久留米市」、「現久留米市庁舎」とすることが合意されました。

報告事項

●報告第14号・第8回協議会以降の協議会活動について

8月29日から9月12日までに開催された第9回合併協議会幹事会（9月12日）、総合調整部会、都市産業部会など、延べ3専門部会4分科会11ワーキンググループの活動が報告されました。

協議事項

●第14号議案 合併の方式について



合併の方式などについて、熱心な協議が交わされた合併協議会第9回会議の様子

協議の冒頭、正副会長に一任されていた「合併の方式」を協議するために、第9回会議に先立ち正副会長会議を開催し、合併の方式が編入対等合併で一致したことが江藤守國会長から報告されました。（上記報告参照）

提案では、「合併の方式は、浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潯郡城島町、及び同郡三潯町を廃し、その区域を久留米市に編入する編入合併とする。以上のように、法制度上の方式は「編入合併」となるが、実質的な面では「対等な立場の合併」である「編入対等方式」（久留米広域方式）で行う」という調整内容が説明され、全会一致で承認されました。

●協議 新市の名称について

●協議 新市の事務所所の位置について

合併の方式の結果を踏まえ、協議することになった「新市の名称につ

いて」及び「新市の事務所の位置について」は、合併の方式が承認されたことを受け、協議が行われました。

協議の結果、「新市の名称は、久留米市」「新市の事務所（市役所）の位置は、現在の久留米市庁舎」とすることが合意されました。

なお、「新市の名称について」及び「新市の事務所の位置について」は、次回協議会で提案・決定されます。

●協議 町名・字名の取扱いについて
新市の名称が合意されたことを受け、「町名・字名の取扱いについて」も協議されました。

「町名・字名の取扱いについて」は、①一市4町いずれも区域の変更は行わない ②町・字の名称の変更は、久留米市については現行どおりとし、4町については自治体名である町名を残し、大字の2文字をとる、ことで合意されました。

●第15号議案 地方税の取扱いについて
最初に提出要望があった国民健康保険料（税）の現行納期の資料説明がありました。

説明後、委員より「保険料（税）が他の税金の徴収する月と重ならないように配慮がなされていないのではないか。地方税の取扱いについては、保険料（税）と一緒に提案してもらいたい」との意見が出され、事務局より「国民健康保険については、そのほかの国保

関係の問題と一緒に協議したほうが、国保という観点（制度）から見ると全体が判断しやすいことから、協議会では別項目として整理いただきました。国保料（税）については、保健福祉部会においてもできるだけ納付しやすい環境をつくることで現在協議が進められています」と説明されました。

また、「納税組合制度は、隣組・行政区にとって活動資金として大きな財源になっており、影響も大きい。前納報奨金についても、なくして良いものか」との意見が委員から出されました。

事務局からは、「納税組合奨励金と自治活動運営費は基本的には性格を異にするものです。新市における自治活動の支援のあり方については総務部会で十分協議検討を行っています。前納報奨金制度は、戦後の不安定な経済状況のもとで、税収の早期確保などを考慮した制度です。現在では県内24市でもすべて廃止されています」など、制度や他市の現状などが説明されました。

地方税の取扱いについては、継続協議となりました。

●第16号議案 情報公開に関する取扱いについて
情報公開、個人情報保護制度については、原案どおり「新市においても合併時から実施すること

し、久留米市の例を基本として調整し、統一を図ること」が承認されました。

●協議 新市建設計画について
「幹事会で記述内容を整理し、再度協議すること」になっていた、合併す

■新市の財政計画（平成17年度～26年度）

【歳入】 (単位:百万円)

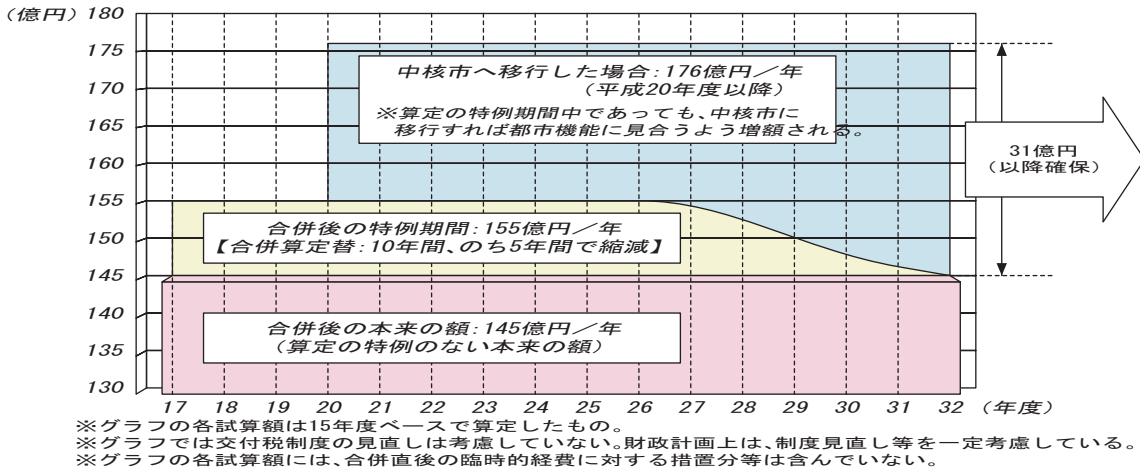
区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方税	35,600	35,804	36,071	36,280	36,491	37,548	37,767	37,985	38,206	38,429
地方交付税	17,687	17,143	16,561	18,446	18,967	18,127	18,445	18,764	19,081	19,399
地方債	22,549	17,611	16,825	16,733	16,958	16,153	16,646	15,958	16,135	15,775
その他	33,509	33,230	32,559	32,734	32,642	32,555	32,662	32,529	32,552	32,550
歳入合計	109,345	103,788	102,016	104,193	105,058	104,383	105,520	105,236	105,974	106,153

【歳出】 (単位:百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人件費	19,774	20,729	20,295	21,000	20,866	20,791	19,733	19,986	19,266	19,583
扶助費	17,135	17,394	17,563	18,359	18,410	18,410	18,346	18,285	18,225	18,165
公債費	10,511	10,587	11,071	11,442	12,214	13,227	14,319	15,394	16,227	17,158
普通建設事業費	22,666	19,746	17,563	16,850	16,814	15,136	16,113	14,360	14,900	13,797
その他	39,259	35,332	35,524	36,542	36,754	36,819	37,009	37,211	37,356	37,450
歳出合計	109,345	103,788	102,016	104,193	105,058	104,383	105,520	105,236	105,974	106,153

※上記財政計画の数値は、合併協定項目・事務事業の協議結果によって変動する可能性を含んでいる。
 ※中核市への移行は、他都市を参考に協議・準備・手続き等に要する期間を3年間と想定している。(平成20年度移行と仮定)
 ※中核市移行に伴う増加財政需要(法定移譲事務等の負担)については、普通交付税の増額により担保されることとなり、上記財政計画上は他都市の状況等を参考に整理している。

■普通交付税の算定の特例期間及び中核市移行による試算額推移



る前の1市4町を各エリアとする「地区整備の基本方針」と今回新たに「新市における福岡県事業の推進」及び「財政計画」が提案されました。新市における福岡県事業の推進につ

いては、「福岡県は、①新市を含む筑後地域について『筑後田園都市圏構想および福岡・筑後活力コリドール（回廊）構想』を打ち出していること。これらの構想実現を図るために主要な施策として、九州新幹線の整備促進、道路交通網の整備促進等の広域交通網整備を図るとともに、競争力ある産地の育成や観光の振興、福岡バイオバレー構想の推進などに積極的に取り組むことになっていること ②新市は県内において農業粗生産額が1位であり、国内においても有数の農業生産地であるため、ほ場整備や用排水路、農道整備等の生産基盤の整備を意欲的に進めること」などが記述されています。

財政計画は、新市建設計画の期間に合わせた平成17年度から26年度までの10年間を計画期間としています。

歳入面では、合併に伴う国・県の財政支援措置や合併特例債を最大限活用するとともに、歳出面では、合併による削減効果、一定の行政サービス水準の向上や住民負担の軽減等、並びに約523億円の合併特例事業を見込んでいます。なお、平成20年度には中核市へ移行すると仮定して、推計を行いました。

各地区の整備方針については、当初から記述されていた田主丸町の「副都心」と今盛り込まれた北野町、城島町及び三潯町の「副都心的」の記述について、委員から「どのように違うのか」との質問があり、事務局から「内容には、大き

な差はないと考えています。語句の整理をしました。1市4町共通の理解であると認識しています」と説明されました。

協議の結果、「新市における福岡県事業の推進」及び「財政計画」は原案どおり承認されましたが、「地区整備の基本方針」については、正副会長に一任し、これまでの各委員の意見を踏まえ、再整理し、修正した文案を各市・町とおして委員へ報告することになりました。

なお、この内容を原案とし、10月3日から17日まで住民意見の募集を行うこととなりました。

●第17号議案 地域審議会の取扱いについて

第7回協議会で久留米市を除く4町に設置することで合意していた地域審議会の名称、設置期間、所掌事務、委

■提案された「農林水産関係事業について」の主な調整案（一部抜粋）

- 農業振興地域整備計画については、当面は各市町の既存の計画を推進していくこととし、合併後（平成19年度）、県の地域指定に基づき新市の農業振興地域整備計画を策定する。
- 米の計画的生産調整における対象者、農家の定義、畦畔率については、久留米市の例により統一することとする。
また、生産調整に係る配分、助成事業、現地確認等の推進方法については、総括協議会を設置し、平成17年度の生産調整計画に支障が無い時期までに協議決定する。

員の構成・任期などが提案されました。地域審議会の取扱いについては、次回第10回会議で協議されます。

●第18号議案 農林水産関係事業の取扱いについて

農林水産関係事業の取扱いについては、左表上段のとおり調整案（一部抜粋）が提案されました。

委員から、「米の生産調整については、地域の特色ある水田農業の展開を図るための産地作りの対策ということで、将来、生産者団体が自主調整しなければならなくなる。現在の5つの農協でバラバラの特色ある農業をした場合、新市として統一できないため、助成対象にならないという可能性がある。対策を考えていただきたい」との意見が出されました。

事務局からは「農協と連携をとりな

■提案された「商工・観光関係事業について」の主な調整案（一部抜粋）

- 「制度融資」、「利子補給」、「保証料補給」及び「損失補償」については、中小企業振興を図るため、新市においても、（制度が充実している）久留米市の制度を合併時から全市域に適用することとする。
ただし、田主丸町、城島町、三潯町の制度で既に利子補給を受けている者については、その利子補給期間終了まで、既制度を適用するものとする。
- 経済団体への補助及び支援については、1市4町のこれまでの経過を踏まえるとともに、各自治体の補助実績の差も大きいと、合併後も、現行の各市町の補助基準に基づく助成を、当分の間継続することとする。

がこの問題に取り組んで行くことが大切だと考えています」、また江藤会長からも「新市は九州第2位、全国でも第5位の農業粗生産額を誇る農業市となります。農業の具体的施策・政策については皆様の意見を十分に聞きながら全力で取り組みます」と説明されました。

農林水産関係事業の取扱いについては、次回第10回会議で協議されます。

●第19号議案 商工・観光関係事業の取扱いについて

商工・観光関係事業の取扱いについては、左表下段のとおり調整案（一部抜粋）が提案されました。

委員から、商工会への助成期間については、要望が出されました。商工・観光関係事業の取扱いについては、次回第10回会議で協議されます。